

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：山 田 照 子
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2006年10月14日
学位論文の題名：
「ルイーゼ・オッター＝ペータース
思想と行動の軌跡 19世紀ドイツ
市民女性運動」
審 査 委 員：井上 純一（主査）
竹内 隆夫
姫岡とし子（筑波大学）

論文内容の要旨

本論文は以下の構成から成り立っている。

はじめに

第一章 生い立ちと自立

第一節 自由で自立を重んじる家庭，第
二節 論説「女性の国家生活への参加」

第二章 思想形成と文学 シラー，ゲーテ

第一節 シラーの理想主義とオッター，
第二節 ゲーテの「永遠にして女性的な
るもの」，第三節 オッターの付与した
意味と意義

第三章 労働者問題への関心

第一節 発見された『城と工場』，第
二節 貧しい労働者への思いと印刷不許
可，第三節 「共産主義思想」と印刷不
許可，第四節 オッターの社会主義

第四章 ドイツカトリック運動

第一節 女性差別的なカトリック教会，
第二節 ヨハネス・ロンゲのローマ教会
への宗教的抗議行動，第三節 ドイツカ
トリック教団の結成，第四節 ヨハネ
ス・ロンゲとロベルト・ブルム，第五節
ドイツカトリック運動の女性たちと「女
性協会」，第六節 オッターと「女性協

会」

第五章 三月革命および『女性新聞』

第一節 「若き女性からの上申書」，第
二節 『女性新聞』発行とオッター法，
第三節 『女性新聞』にみる労働者の実
態，第四節 「全ドイツ労働者友愛会」
とオッター

第六章 「自立」と「自助」を求めて 女性組織 設立

第一節 オッターの目指した「自立」，
第二節 「自助」の精神と同時代の男性
たち，第三節 「ライプツィヒ女性教
育協会」の設立と目指したもの，第四節
「夕べの集い」と「日曜学校」，第五節
「全ドイツ女性協会」設立と全ドイツの
女性運動

終わりに

本論文の頭書において著者は本論文の研究課題を明らかにしている。著者の扱うルイーゼ・オッター＝ペータース（1819～1895）は、ドイツ女性運動の草創期における理論的、実践的先駆者として評価されている。ドイツにおいては旧西ドイツ時代の80年代に研究が始まるが、統一後、彼女の活動した旧東ドイツのライプツィヒにおいて人知れずもれたままであった資料の発掘や著作の完全復元出版、さらに「ルイーゼ・オッター＝ペータース協会」の設立等、90年代半ば以降、研究の進展の兆しが現われている。日本での研究状況は、女性運動の先駆者としての指摘はされていても、本格的な研究は、極めて少ない（例：若尾祐司）。しかしこれらの内外の研究では、オッターの労働者層の女性への関心の具体的検討や彼女の思想形成についての考察が十分になされているとは言いがたい。そこで本論文では、これらの空隙をうめるものとして、女性の自立及び労働者層の女性の状況改善に焦点を合わせたオッターの思想と行動を明らかにし、彼女の思想形成の過程をたどること、さらに活動レベルでの男性労働者組織の運動との関連を考察し、彼女の女性運動につ

いて「歴史における『主体』の概念」を軸にして評価・検討を加えることを課題として引き受ける。

第一章では、自由で自立を重んじた富裕な教養市民層の両親のもとで育つ育成環境は、早くして両親及び長姉を亡くしたとあいまって、彼女に女性の自立についての考えを根づかせ、それは24歳の時に「女性の国家生活への参加」という新聞論説になったことが指摘されている。それは「国家生活への女性の参加は権利ではなくて義務である」と主張することによって、女性が生計を自らの力でたてることの必要性と、そのために女性の教育と教養及び職業能力を身につけさせることの重要性を説くものであった。この主張はその後の彼女の軌跡に一貫して貫かれているものである。

第二章は、この時期に始まる彼女の思想形成において、大きな影響を与えたのがシラーとゲーテであることが展開される。オットー自身の回想においても、シラーの理想主義は早くに彼女の心をとらえ、「人間の自由の希求、人間の尊厳と偉大さを至高のものとする価値観や生き方」に共鳴し、シラーから「普遍的人間性」を学んだのである。またゲーテからは「永遠にして女性的なるもの」を学び、これを「人類のために真価を発揮させる」ことが課題だと彼女は認識した。この「永遠にして女性的なるもの」は、「聖母マリアに凝縮する愛」ではあるが、オットーはこの愛について、「女性の行動力の源としての愛」、女性の持つ力強い愛という意味を付与し、女性の自立と社会参加に対する道徳的正当性を与えたのである。この考えは、女性運動の流れでは「母性主義」に継承され、ドイツブルジョア女性運動の理論形成の出発点となったものである。

第三章は、完全復元出版された小説『城と工場』を用いて、検閲によって出版禁止措置を受けた部分に注目して、オットーの社会主義的思想についての解明を試みている。この小説は、彼女が1840年にエルツ山地オエデランに嫁いだ姉の家を訪ねて、その地で始めて接した労働者の生活から1846年に執筆されることになったものであるが、検閲

では貧しい労働者の無権利状態を描く点がとりあげられ、それらが前年に押収・発行禁止された『社会改革のためのライン年鑑』から借用した思想であり、共産主義へ誘惑するものとして「根本的に危険」とされた。オットーは小説の執筆前に、確かに日記には「社会主義的小説『城と工場』を書く」と書き記しているが、彼女の言う「社会主義的」とはいかなるものであるか？彼女の理解する社会主義は、労働者の貧困問題・労働条件の「世紀の怪物」的社會問題を解決した、自由・平等・普遍的人間性の理念を実現するものであり、そのためにモーゼス・ヘスに習って「貨幣を廃止」して創る「愛の絆の共同体」という理想社会である。宗教的意味も含むサン・シモンに由来するこの「愛の絆の共同体」という理想社会は、宗教的・道徳的なものであり、実現への道筋を示しえない、もっぱらモラルの次元に基づくユートピア的な（ドイツ）初期社会主義思想に依拠していた。そして彼女は「専制政治」「無神論」という批判によって社会主義・共産主義思想と自分の思想との乖離を強調したのであった。

第四章では、ドイツカトリック運動と彼女との連帯が考察されている。プレスラウ教区参事会による司教任命に対するローマ教会の不承認に端を発するヨハネス・ロンゲの宗教的抗議行動から、1845年にドイツカトリック教団は結成された。ロンゲのこの行動は、「自分の良心に従う」ことによる、ローマがドイツ人を支配していることへの抗議、聖職位階制からの独立と自由、法治国家プロシアの市民でありたいという願望であった。ロンゲは、改革は女性の公的生活面での自由な行動の封印を解くものであり、女性のもつ「愛の救済力」を社会に生かす重要性を強調した。三月革命期の急進的民主主義者ロベルト・ブルムの発行する『ザクセン祖国新聞』は、ヨハネス・ロンゲを積極的に支持し、ロンゲの論説を掲載した。オットー自身も『ザクセン祖国新聞』に論説を発表していた。オットーはロンゲとブルムを「女性の権利と義務に関してわれわれと同じように考え、それを、友好関係を通して私に証明してくれた同時

代の男性」として高く評価している。ドイツカトリック教団の男女比率はほぼ同じであり、信仰共同体内での女性の地位は他に比較して飛躍的に高かった。そうしたこともあって教団を支援する「女性協会」が各地の信仰共同体に結成され、それらはオットーの主張に賛同して、女性の社会参加は、女性の権利であるだけでなく義務でもあると謳った。また「女性協会」はオットーの手による『女性新聞』発行に積極的に協力をした。オットーは、「ベルリン女性協会」が引用していた、ルカ伝にあるベコニアの娘を援用して、彼女と「女性協会」の理念の共有を説明している。それは彼女の思想の根底にあるキリスト教精神をも示している。

第五章は、三月革命から『女性新聞』の展開と主張について検討がなされている。自由主義的な三月革命内閣宛にオットーは「若き女性からの上申書」を『ライプツィヒ労働者新聞』に寄稿し、そこで具体的に女性労働者問題を提起し、女性労働者の組織化を訴えた。特にパンのために働く女性労働者の窮状を訴え、男性の賃金が上れば良しとする考えは、女性を半人前に扱い、従属させることを意味するにすぎず、十分なパンの賃金を得られない貧しい女性が、売春でしか生活の十分な糧を得られないのは、国の社会状況の恥である、そのことを男性労働者は自分の妻、姉妹、母、娘の問題として認識すべきであると、問いかけた。オットーのこの訴えは、当時ドイツの労働者組織で女性労働者のことに言及するものはなく、女性労働者自身からも声があがっていなかったし、行政も考慮していなかったことを考えると、オットーの提起は非常に先進的なものであった。この「上申書」を踏み台にして、オットーは『女性新聞』の創刊に取り組む。彼女は、新聞の綱領として、「女性が国家において成人として認められる権利および自立の権利を要求し、世界救済事業のために力を提供」することを掲げた。ここで言う世界救済事業とは、自由と普遍的人間性を広めることを指し、新聞紙上において、「ポピンレースの編み子」「女性の労働者のために」など女性労働者の実態を伝えていった。そして女性労働者問題の解決の道を、アソツィアツィオン構想に求めた。「アソツィアツィオンの中には、貧しい労働者や女性労働者の唯一の救いがある。」アソツィアツィオンは1830年代以降困窮に対する救済手段として協同組合、特に生産協同組合を指すものとなっており、「全ドイツ労働者友愛会」が提起・実践していた。オットーはこの提起を受けとめ、女性だけのアソツィアツィオンの構想を唱えたのである。『女性新聞』と「友愛会」は理念のレベルでは共通するものがあつた。しかしオットーの唱えたアソツィアツィオンは、彼女の活動が『女性新聞』を通じた啓蒙活動であり、具体的な実践への援助活動でなかったこともあり、現実化されることはなかった。『女性新聞』は、時には発売禁止措置を受け、またオットー法とも呼ばれる、責任編集者から女性（具体的にはオットー）を排除するなどの法律制定によって、困難を強いられつつも、廃止に追い込まれる1852年までで刊された。

『女性新聞』の廃刊後の中断を経て、1865年オットーは女性運動を再開した。第六章はその活動を取り上げている。1850年代以降ドイツでは産業革命が進行し、新しい社会状況がひろがってきた。オットーは、これまでに獲得した思想を実践に移す時期だと判断し、「ライプツィヒ女性教育協会」を組織し、1866年には『就業上の女性の権利』を著している。この時点でオットーが目指したのは、「自立」と「自助」であった。「自立」については 自分の身は他人に守られるのではなく自分で守る、 経済的自立、 「真に女性的なるもの」の救出、 女子後見制の廃止、である。「自助」については、「労働者の状況は労働者自身の意思によってのみ改善される。全く同じことが女性に関しても言われる」のであって、「自分自身の力によって獲得したものにだけ価値がある」と語られ、自らの力で成し遂げることが強調された。この「自立」と「自助」の概念は、その後のドイツにおけるブルジョア女性運動に継承されるものとなる。その具体的実践組織である「ライプツィ

「ツヒ女性教育協会」は、「夕べの集い」「日曜学校」など、労働者層の女性たちに向けた多彩な活動を展開するが、活動の多くは市民層の女性の自己表現、自己実現という性格が強く、労働者層の女性の主体性が発揮されることが少なかった。教育を通じての階級間の「橋渡し」というオットーの意図は必ずしも実現されることはなかった。しかし「ライプツィヒ女性教育協会」は、「全ドイツ女性協会」を設立する揺りかごの役割をはたした。オットーの目指した「全ドイツ女性協会」の理念は、全ドイツ的女性運動への刺激、目標としての「普遍的人間性」の実現、自助と労働者との連帯であった。そして具体的課題としておいたのが、女性の職業労働を自由にするために、女性の高等教育と労働を妨げる障害を除去する統一活動をおこなうということであった。

最後のまとめとして、著者は、家庭環境、シラー、ゲーテ、ロンゲ、ブルム、初期社会主義思想、労働者友愛会との関係が、彼女の思想形成に影響をもったことを再度確認したうえで、労働者運動とオットーの女性運動とが並行的に対応していた点、思想を全ドイツ的女性組織の設立によって教育と就業の機会を拡大する実践につなげたことを整理し、彼女の「母性主義」および「自立」と「自助」の活動スタイルがドイツブルジョア女性運動に継承されていったとしている。しかし同時にオットーの女性運動の限界として、市民層の女性と労働者層の女性との階級的溝は、教育によってではうめることができず、市民層の女性として、労働者層の女性への「自助への援助」あるいは救済という方向へ重心移動が起こったことを指摘している。そして1871年以降女性運動の思想的变化のもとに、オットーの組織内での発言力は弱まったが、1895年に亡くなるまで、また死後においてもドイツ女性運動の先駆的指導者として尊敬され続けたと結んでいる。

論文審査の結果の要旨

本論文の意義は、なによりも従来の研究では十分な展開がなされてこなかったオットーの思想形
188 (412)

成に重点をおいた研究をおこなっていることである。ここで展開されてきたオットーの思想は、個々の点では多くの論者において「当然」のごとくに指摘されることはあっても、それぞれの局面において深く追究されることはなかった。近年の新しい資料の発掘にともなって、内外での研究は、個々の側面におけるオットーについて深く検討することが始まってきている。わが国においては2005年の若尾祐司の研究は、そうした状況を切り開く最初のものとなっているが、若尾祐司の研究ではジェンダーの壁を越えてオットーがどのように「公共圏」へ出て行ったかに焦点を合わせて論じられている。それに対して山田論文は、若尾論文では、詳細には検討されていないオットーの労働者層の女性への関心に集中して、オットーの思想形成の軌跡を個々の局面に深く切り込みながら解明している。この点で山田論文は本格的なオットー研究のひとつの側面を切り開くものとなっていると評価でき、この博士学位請求論文がもつ研究貢献への意義は大きい。

なかでも本論文の記述で注目すべき点は、ドイツカトリック運動と連動したオットーの女性運動についての考察がなされていることである。従来の研究では、この点についての考察は欠いており、オットー研究に新しい知見を開くものとなっている。そのことによってオットーの思想におけるキリスト教的要素がより鮮明に浮かびあがってくる。とりわけヨハネス・ロンゲの思想と活動に踏み込みながら、それとオットーの思想や行動との共鳴を明らかにしているのは、本論文を他に類をみないものになっている。また埋もれていた一次資料が整理され明るみにでてきた結果ではあるが、既存の研究では検討・展開できにくかった、個々の局面におけるオットーの思想の実践面での結びつきがより鋭く描くことができている。

こうしたことを可能にしたのは、著者が個々の局面の不確実な面をつきつめ解明していくという強い姿勢によるものであって、それがFrauen-Zeitung やNeue Bahnenといった一次資料の検討に着手させることになっている。先にあげたド

イツカトリックのロンゲについても、従来検討されてこなかった（あるいは存在を確かめることができなかった）文献を見いだすことによって成就できた成果である。（もちろんこれは、著者自身の努力によるところが大きいとは言え、それをバックアップした本学図書館の資料追跡能力の高さも示してもいる。）そしてこれらの資料・文献を丹念に読み、それらの積み重ねで論を組み立てていることが本論文の説得性を増すものとなっている。

オッターの思想が、その時々労働者運動・社会運動やそれらの指導者との交流の中から形成されていくプロセスが十分に示すことができているのも、本論文の長所になっている。この点に成功した理由は、著者が労働者層の女性との関連でオッター研究をすすめたことにあると考えられる。女性運動の先駆者としてのオッターは、同時代の労働運動・社会運動とその男性指導者と連帯し、協力することが女性問題の解決への展望と考えていたこと、そしてオッターの思想と行動が、労働運動・社会運動と並行的に対応していることが全体の論述のなかで一貫して明確に示されている。このことによって著者の論文は、オッターの思想形成過程の統一的な展開に成功し、「普遍的人間性」の実現が彼女の女性運動思想の中核に据えられていることを明らかにできたのである。

このように本論文は、新しい資料と研究視角によって、本格的なオッター研究を展開することに優れて貢献するものとなっているが、同時に本論文を基礎にしたオッター研究の今後の展開にとっての著者の課題もまた浮かびあがってくる。

何よりも気がつくのは、オッター個人の主体的な思想形成に集中し、その時々局面に深く思考を沈潜させることによって論文としての成功を得る反面、そのことが災いとなって、オッターの実践活動や思想形成の必然性を、より鮮やかに浮かびあがらせるはずの社会的背景が後景に退く、あるいは欠落することになってしまっている。思想が単に個人的な経験の偶然的な産物としてばかりでなく、社会的関係の産物として必然性をもって

いることを明らかにすることも、思想研究には必要なことであるが、その点に本論文の展開は応えることができていない。

同様のことが労働運動や社会運動の男性指導者との交流関係についても言える。男性の労働運動や社会運動との思想的接点を指摘することもできても、オッターの主張やその運動が社会的評価においていかなるものであったかが、明示できていない。運動の主体の側に寄り添うことが必要であっても、思想及び運動の客観的評価をおこなうには、社会的関係のなかにおいて検討することが必要である。

著者が冒頭に課題設定しているように、本論文の意図が本来この点にないとはいえ、読者は不満を感じざるをえない点である。したがってこの点について、今後の考察においての課題として引き受けることが、オッター研究者としての著者の責であろう。

本論文では従来利用されてこなかった（できなかった）新しい文献・資料にもとづいて、より説得的な展開がなされ、分析されているが、資料批判という側面が弱いという印象を抱かせる。説明や分析に際して資料に依拠することは当然のことであるが、同時に資料が示す限界をも自覚的に読みとる姿勢をもっている必要がある。その点、山田論文では資料への忠実性ということが足かせとなって、分析力・解釈力を弱める結果をもたらしている。例えば「自助」という概念が、資料的には1865年以降しか出現しないことをもって、後の概念だとしている点などはそうである。「自助」に繋がる思考はすでにそれ以前にも現われているはずである。こうした資料のもつ限界を自覚しつつ、紙背に届く思考力を意識的に磨き上げることを意識的に今後も追求することによって、著者の研究は一層研ぎ澄まされた結果を得るであろう。

オッターの思想をその時々局面で捉える手法は、思想形成のプロセスを提示するには適当な方法ではあるが、そのことがまた欠点となって、これらの局面での思想が、互いに重層的にどのように組み合わせられているかが必ずしも明らかにされ

ることがない。そのため記述が平坦に流れる印象を拭いきれない。思想は動的に変化するものであり、またそこにあるはずの一貫した核心がそれぞれの局面において形を変えて顕在化もするものであるから、思想を体系的にとらえるためには、動的かつ重層的にとらえ直すことが要求される。著者の力点は思想形成のプロセスに置かれていることがあって、この点への視角が欠くことになっている。このことも今後の研究の課題になる。

論文作法上で言えば、著者の記述はいささか冗長に流れるきらいがある。耐えがたい悪文をものする研究者は論外として、優れた論文の一つの要件は「読ませること」でもある。それには自分の持っている手持ちのカード（資料的材料、知見）をどれだけ捨てることができるか、すなわち表現の「刈り込み」と分析の鋭さにあるのだが、山田論文ではこの点についてまだ十分でない。また注釈のつけ方などにも不十分な部分が散見された。これらは著者の研究蓄積の薄さによるものと考えられる。

本論文の著者には、以上の様に引き続き展開すべき課題への取り組みと研究力量のたゆまぬ研鑽を期待するものであるが、こうした諸点を考慮してもなお、本論文で展開、主張されている内容は、その意義をいささかも失うものではない。以上の検討から審査委員会は、本論文の内容は博士学位授与論文に相応しいものと判断する。

なお本論文による博士学位申請者は、中高年の社会人学生として大学院に入学した。それは、将来を展望する若い研究者とはちがって、自らの関心を深める研究をおこなうことを生の現存にする動機に包まれていた。長らく大学（院）での研究・学習から遠ざかっていたが、研究に必須のド

イツ語も含めて、ゆっくりとではあるが着実に一步一步努力を積み重ねてきた。この論文の一部はすでに本学部の紀要などに掲載されたものである。そうした努力の成果が本論文になっており、その点では審査委員は敬意と喜びを感じるのを禁じえない。

< 審査委員会の結論 >

審査委員会は三人による審査をおこない、また2006年6月9日に公開審査委員会を開き、本人からの内容要旨の報告を聞き、提出論文による口頭審査をおこなった。口頭審査では忌憚なく質疑応答し、疑問点の解消に努めた。その中で指摘した課題についても十分に意識されていることも判明した。その結果をふまえて審査委員会は、本論文が立命館大学学位規程第4章18条第1項にもとづく博士（国際関係学）学位の授与に値するとの結論に至った。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の提出者は、学位規程第4章18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査委員会での質疑応答を通じて、提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力をもっていると確認した。外国語については、提出論文のドイツ語文献及び英語文献によって十分な読解力があると確認できる。さらに主要研究言語であるドイツ語については、研究科での科目担当者からの学力評価を得ている。

以上の諸点から、本論文提出者山田照子氏に、博士（国際関係学）の学位を授与することが適当だと判断する。

氏 名：松 浦 一 悦
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2006年10月14日
学位論文の題名：「EU通貨統合の新展開」
審 査 委 員：奥田 宏司（主査）
 星野 郁
 田中 綾一（関東学院大学）

論文内容の要旨

本申請論文はミネルヴァ書房より2005年10月に刊行されたものである。構成は以下の通りである（本文259ページ、あとがき、索引等を含め全278ページ）。

まえがき

第 部 欧州経済・通貨同盟と南欧諸国

- 第 1 章 欧州通貨制度における周辺国の対内・対外均衡調整問題
- 第 2 章 欧州通貨制度におけるスペインの対内・対外均衡の調整
- 第 3 章 南欧諸国の対EU政策
- 第 4 章 EUの地域政策
- 第 5 章 ギリシャの経済収斂とユーロ導入後の課題

第 部 欧州通貨統合とイギリス

- 第 6 章 イギリスにおけるユーロ導入問題
- 第 7 章 シティのユーロ戦略とイギリスの銀行規制・監督問題
- 第 8 章 1990年代後半以降のイングランド銀行の金融調節

あとがき

略語表

EU経済・通貨統合の歩み

索引

本論文の課題は、1985年以降EU加盟国が市場統合と通貨統合によって深化し拡大するプロセスにおいて、周辺国側からみた統合の進展とその結果に焦点を当てながら、周辺国の抱える問題と課

題を明らかにすることである。また、中東欧諸国は単一通貨を導入することが将来予想されるが、これまでの周辺諸国のユーロ導入の経験を分析することによって、新規加盟国の通貨統合を考察する上での視角を検出することを目的としている。

EUの周辺国を単一通貨の導入問題との関連で大別すれば、(a)コア諸国に比べて所得水準は低いけれども、単一通貨を導入した国と(b)所得水準は高いけれども、単一通貨を導入しない国がある。(a)タイプの国はスペイン、ポルトガル、ギリシアとアイルランドであり、マーストリヒト条約によって「結合基金」の対象国とされた諸国である。(b)タイプの国は、イギリス、デンマーク、スウェーデンである。二つのタイプの国が単一通貨を導入する際に直面する問題と課題は、それぞれ質的に異なる。そこで本論文では、第 部において(a)タイプの国としてスペインとギリシアを取り上げ、第 部で(b)タイプの国としてイギリスを考察の対象としている。それらの二つのタイプの周辺国から欧州通貨統合にアプローチすることによって、EUの周辺国が抱える課題をより明らかにしていることが、本論文の特徴である。

第 部は、EUのなかの後進国である周辺国から通貨統合にアプローチをしている。すなわち、南欧諸国が経済通貨同盟に組み込まれていく過程において、コア諸国へのキャッチアップに成功するスペインと単一通貨を導入しても構造改革の遅れから低成長に悩むギリシアに焦点を当てている。マーストリヒト条約では単一通貨導入の条件として、物価の安定、政府の健全財政、為替相場の安定性、長期金利の安定を参加国に課したが、これらの基準は通貨価値の安定を保証させることにウエイトを置いた条件といえる。しかし単一通貨の導入を成功させるには、加盟国間の経済格差の是正、すなわち、生産性格差の改善も同時に求められる。そこで、第 1 章では、加盟国間の実質的収斂の視点から通貨統合問題にアプローチする。

第 1 章では、欧州通貨制度（EMS）において周辺国が中心国にキャッチアップするための条件

を、対内・対外均衡の調整という観点から、最適通貨圏理論（Optimum Currency Area Theory, 以下OCA理論と省略する）をサーベイすることによって提示する。まず、生産要素の国際的移動と公的資金の国際的移転に注目し、それらが成長を遂げる周辺国の経済成長を維持する上でどのような役割を果たすのかを考察する。国際労働力移動については、国家間の自由な移動には制約があるため、対内・対外均衡の調整には消極的な役割しか果たさない。

そこで、国際資本移動の対外収支赤字国に対する経済効果をストック調整の視点から整理する。それによって得られたポイントは次の通りである。すなわち、ECの財政資金移転は相対的には後進国の経常赤字をファイナンスする。しかも返済の必要ない点から、対外収支を安定化させる役割を果たす。第2に、公的資金移転は、生産的投資、社会資本の設備および雇用促進や職業訓練等を目標として充用される点から考えて、受入国における技術労働力の質的向上と生産性の向上に貢献するものといえる。このことは、国民的生産性格差に基づく対外収支不均衡の是正に結びつくだけでなく、受入国によるインフラの整備は多国籍企業による直接投資の呼び水的役割を果たす。

第2章では、第1章での結論を踏まえて、スペインを対象国として、対内・対外均衡の調整過程において労働市場の柔軟性、国際資本移動および国際公的資本移転がどのように貢献したのかを検証しようと試みる。ここでは市場経済の力では対内・対外均衡の調整が機能できないなかで、ECの公的資金移転がその補完的役割をする点を指摘している。また、1992年9月の通貨危機を契機にスペインの対外収支赤字の縮小は、短期資本流出再生産縮小 国民所得の低下 失業の増大というプロセスを経て実現したが、このスペインの教訓は、周辺国が中心国にキャッチアップするために資本自由化を図ることと為替相場の固定化の両立がいかに困難かを物語っている。そのためEUは通貨制度改革をさらに一歩進めて、単一通貨と単一金融政策の導入を揺ぎ無いものとすることに

よって、市場の為替投機を抑制することに成功したことを明らかにした。

第3章は、南欧3カ国の対EU政策の特徴について考察している。というのも、EUによる地域政策が効果的に機能するか否かは、資金受け入れ国側の構造改革の進み具合に大きく依存すると考えられるからである。90年代にコア諸国にキャッチアップして先進国の仲間入りを果たしたスペインと経済成長に悩むギリシアという二つの国を比較して、後発国同士に格差が生じた背景を明らかにする。

スペインでは民主化を遂げた後、1980年代から新自由主義の下で経済自由化路線を進む。その一環としての金融制度改革、国内証券市場の改革、および構造改革として国営企業の株式公開と民営化は、ECからの構造基金、結束基金を受け入れる基盤を作ったことを考察している。スペインとは対照的に、ギリシアでは、国内構造改革は緩慢にしか進まず、EMUの第2段階において国営企業の民営化・自由化は限定的なものに留まった。その結果として、1990年代においても基軸産業の圧倒的部分は政府に支配され続けており、また、国有銀行の民営化も依然として準国営機関に資本が保有され続けたため、金融市場における効率的な資金配分は機能し難かったことを論述している。

第4章では、地域政策の具体的手段としての構造基金（SF）と結合基金（CF）と合わせて、90年代以降両基金と密接に連携して地域開発目的で活動を行う欧州投資銀行（EIB）の融資活動の実態についても考察している。EUの構造基金および結合基金の役割の一つは、対象国における構造改革を促して市場の力を活用して、生産性を引き上げることである。アイルランドとスペインはその効果が比較的良好に現れたケースといえる。生産性の向上は海外からの投資を呼び込み、雇用・所得効果をもたらした。また、1990年代以降、雇用と所得の面において国内経済格差は縮小する傾向を示した。ゆえに、市場の深化によって不均衡の累積的作用が続くと、地域格差は所得と雇用の面において拡大するというミュルダールの仮説は、

EMU下のスペインには当てはまらず、その限りではEUのスペインに対する地域政策は功を奏したと評価している。

第5章では、ギリシアに焦点をあてて、単一通貨導入の条件である経済収斂が実現する過程における政府のマクロ経済政策を説明し、ユーロを導入した後の問題点を提起する。まず、1990年代以降のユーロ導入の準備過程で、確かにギリシアの一人当たり国民所得は増加したが、ギリシア国内の地域別所得格差は拡大したことを論証する。次に、構成国間の銀行規制・監督の協調体制の欠如から生じる弊害を指摘している。すなわち、EUにおける銀行規制は母国主義を採用していることから、周辺国の金融市場へ進出する外資系銀行の健全性を精査するための十分な情報を通貨当局は入手することができない。また、通貨当局間で自国において活動を行う銀行のリスク管理に関する相互監視制度は未だ確立されていない。また、EU指令は各国の通貨当局の危機管理に対して明確な解決策を示していないことは、流動性リスクから金融システムを保護する政策が欠如している点を指摘した。このことは、かりに周辺国で金融危機が発生し、ECBによる流動性供給が行われれば、ユーロの信認を低下させる問題をはらんでいる。

第 部は、イギリスから通貨統合問題へのアプローチを試みている。すなわち、イギリスに焦点をあてて、通貨統合の問題点をユーロ非採用国側から眺めて描き出している。第6章では、イギリスにおける単一通貨導入をめぐる反対議論を整理することによって、通貨統合がもたらす諸問題、すなわち、単一通貨を導入することによって生じる不利益を論じる。第7章では、イングランド銀行（Bank of England, 以下BOEと略す）による銀行の規制・監督業務を考察する。この業務は銀行の決済システムを安定化させることを狙いとし、信用秩序維持政策（ブルーデンス政策）とも言われる。BOEの信用秩序維持政策は1990年代のイギリスにとって二つの理由でその重要性を増した。一つは、ロンドン金融市場がEU市場統合

を背景に拡大と深化を遂げる欧州金融市場との連結を強化しながらも、スターリング貨幣市場の国際競争力を強化するためには、金融のインフラストラクチャとしての決済システムの安定性が必要条件だからである。二つめは、1998年BOE法によって、それまでBOEが担ってきた金融政策業務と民間銀行の規制・監督業務とが分離されて、前者はBOEが、後者は金融サービス機構（FSA）が担当することになったことである。BOEは物価の安定を損なわない限りにおいて、市場の需要に応じてより機動的に流動性供与を行えるようになり、銀行にとって事業拡大するチャンスが拡大した。その結果として、個別銀行を規制・監督するブルーデンス政策の役割がますます増したことを明らかにする。

第8章は、1990年代後半以降のBOEの金融政策を考察し、ブルーデンス政策との関わりにおいて評価することを課題としている。この章の目的は、ERM（欧州為替相場メカニズム）およびEMUに参加することなく、ポンド価値の安定を目標とするBOEがどのような金融政策を実行してきたかを明らかにすることである。1998年BOE法によって、BOEは「信用秩序の維持」という使命をFSA（金融サービス機構）に委譲したとはいえ、「通貨価値の安定」を目標に掲げる中央銀行の金融政策は「信用秩序の維持」にも資するものでなければならない。それゆえ、中央銀行の金融政策とブルーデンス政策とは整合的であることが求められる。こうした問題視角からBOEの金融政策にアプローチすることによって、単一通貨導入に頼らず通貨価値の安定を目指すBOEの金融政策を検証し、その政策課題を明らかにしている。BOEは個別銀行の規制・監督業務権限をFSAへの移譲するが、この措置は金融環境が変化するなかで、金融行政の強化と効率的な規制・監督を目的としていた。むしろ、BOEは権限委譲後も金融システム全体の安定性を維持する責任を負う。しかし、90年代後半の金融調節は市場指向型の通貨供給をいっそう進ませ、銀行の証券金融および不動産金融を支え、ひいては資産価格の

高騰を引き起こしていったことを指摘する。銀行のバランスシートの質の劣化は銀行経営の不安定化要因となる。その意味では、BOEの個別銀行の規制監督権限をFSAに委譲してもなお、信用秩序維持という問題は解決されずに残されていると締めくくる。

論文審査の結果の要旨

本論文の評価点は以下である。第1に、通貨統合に関しては、すでに膨大な研究の蓄積がある。本書でも、第1章で最適通貨圏論についてサーベイがなされている。ただ、日本における通貨統合の研究は、ドイツやフランスといった先進国中心で、周辺国からアプローチしたものは少ない。その意味で、本書はその空白を埋める業績といえる。

周辺国のユーロ参加にとって、EC公的資金、EU地域政策が論じられるのはよい視点であり、本著の功績であろう。また、通貨統合が周辺国に与える影響については、従来の研究では、ネガティブな影響が強調されることが多かったが、松浦氏はスペインの成功例を取り上げ、なぜスペインのような周辺国が経常収支赤字を出しながらも為替相場の安定に成功し、ユーロ参加にも漕ぎ着けることの出来た背景を実証的に説明しており、優れた点といえる。

第2に、通貨統合が発展途上国にもたらす影響については、日本においてはこれまであまり採り上げられてこなかったが、近い将来中東欧諸国のユーロ参加も予定されており、時宜を得た研究テーマといえる。第1部において、最適通貨圏論およびOECDの分析を手がかりに、南欧諸国（スペイン、ギリシャ）の通貨統合参加にいたる国内調整過程を分析している。その際、氏はEUの地域政策の果たした役割を強調し、スペインの成功は、EUからの財政資金移転をうまく国内インフラの整備や構造改革に結びつけ、外国からの投資の流入を生んだ点にあるとし、他方ギリシャの失敗を国内改革の遅滞に帰す。さらに、EUの地域政策は、中東欧諸国の経済発展にも資すると述べている。以上の指摘は後にみるごとく問題点がないと

は言えないが、おおよそ妥当なものであろう。

第3に、本書は上述のように第1章で最適通貨圏のサーベイを行っており、スペイン、ポルトガル、ギリシャの分析から、周辺国にとっての通貨統合の理論的インプリケーションを導き出そうとしている。これが成功しているかは別に検討が必要であるが、この努力は可とすべきであろう。

以上のように、本書は日本においてはこれまであまり採り上げられてこなかった論点を多く含むものであるが、公開審査会（2006年3月30日）において問題とすべき点もいくつか指摘された。

第1に、本書の優れた点は先に記したように南欧の通貨統合を扱ったことであるが、南欧諸国（スペイン、ギリシャ）の通貨統合参加にいたる国内調整過程において、対外不均衡の調整弁としてEUからの公的資金移転を、松浦氏が主張するように高く評価してもよいのか。また、今回のEUの中東欧への拡大にあたって西欧諸国の財政負担は予想以上に大きくなっており、抛出の増大に慎重になっている中で、今後とも公的財政資金移転に不均衡調整メカニズムを期待することが出来るのか。

第2に、南欧諸国を分析対象とする第1部では分析視角は財政政策をはじめとした国内経済政策全般やEUの地域政策である。一方、イギリスを分析対象とする第2部では単一通貨導入をめぐる問題や銀行監督・規制問題、そして中央銀行の金融調節といった比較的詳細かつ具体的な視角が採用されている。統一的な分析視角が弱いのではないだろうか。

第3に、南欧の通貨統合過程における「最適通貨圏（OCA）理論」の位置が鮮明ではないとの印象を受ける。本書第1章4節で言われる「OCA理論の克服」といわれるのはどのようなことか、OCA理論の性格が言われるが、本書がその理論に基づいて分析されるのか、やや表現があいまいだという印象を持たざるを得ない。

以上の公開審査会における指摘に対し、申請者は以下のように答えた。申請者の認識する通貨統合の新展開とは、90年代初め以降を指している。

確かに、第一部と第二部の間での体系的な繋がりに関しては、指摘されているようにやや欠けている部分がある。また、第一部で展開した議論に関しては、やや最適通貨圏論に引きずられた部分がある。もっとも、最適通貨圏論がフローの調整メカニズムを問題としたのに対して、自分はストックの調整メカニズムに焦点を当てたつもりである。地域政策の評価に関しては、公的資金移転の直接的効果よりも、インフラや制度の整備に結びつき、外資の受け皿作りに貢献した点を評価している。欧州中央銀行の金融政策スタンスやユーロ圏のマクロ経済政策運営に関しては、必ずしも反ケインズ主義の立場に立ってマネタリストないし新古典派経済学を支持しているわけではない。本書はあくまでこれまでの研究成果をまとめたもので、指摘された問題についてはさらに今後の研究課題としたい。

確かに申請論文は、以上の問題点を含むものはあり、また、申請者の応答にみられるように今後の課題も残るものであるが、全体としてはこれまでの日本の研究になかった論点を多く提示し、成果をあげていると評価できるものである。

審査委員会の結論

審査委員会は申請論文を精査するとともに、公開審査会を実施し、本人からの報告と忌憚のない

質疑応答を行ない、結果として審査委員会は、本申請論文は立命館大学学位規程第18条第2項に基づく博士（国際関係学）に値するとの結論に達した。

試験または学力確認の結果の要旨

申請論文が、博士論文にふさわしい内容を持っていること、および、公開審査会での報告と質疑においても申請者が論文の内容について深い理解を有し、かつ質問に対して的確な説明をする能力をもつことが確認された。

審査委員会は論文の内容と水準に加えて、公開審査会での報告、質疑応答を検討し、申請者が博士号授与にふさわしい学力を有していることを確認した。申請者は、ケンブリッジ大学に留学経験があり、本論文執筆にあたり当図書館等の多数の英語文献を渉猟している。また、EU政策当局者へのインタビューもおこなっている。これらのことから、英語力についても高い能力を持っているものと判断した。以上のことから、本学学位規程第25条第1項に基づき試問による学力確認を免除した。

審査委員会は以上の諸点を総合的に判断し、本学学位規程第18条第2項により、申請者に博士（国際関係学）の学位を授与することを適当と判断した。